



6足監発第1734号
令和7年3月26日

足立区議会議長 た だ 太 郎 様
足 立 区 長 近 藤 やよい 様
足 立 区 教 育 委 員 会 様
各 団 体 等 代 表 者 様

足立区監査委員	初 谷	武 志
同	寺 口	正 治
同	くじらい	実
同	さ の	智恵子

令和6年度 指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度 指定管理者監査の結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和6年度 指定管理者監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の対象

主として令和5年度の公の施設の指定管理者制度に係る出納及びその他の事務の執行等

3 監査期間

令和7年1月10日（金）から令和7年3月26日（水）まで

4 監査対象団体等及び監査日程

別紙1「令和6年度 指定管理者監査対象・日程表」のとおり

5 監査の基本方針

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、足立区が地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせている指定管理者に対し、指定管理者制度導入の趣旨に沿って事業が適正かつ効果的に行われているかを検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 施設の安全管理について

足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールは、区及び区教育委員会と指定管理者が基本協定及び年度ごとの協定を締結し、これに基づいて当該指定管理者が施設の管理運営を行っている。令和5年度協定書では、設備維持保全について「定期点検等で出た不具合指摘事項については、適切に対応し、事故・故障等を未然に防止すること。」と規定されている。

この協定における施設の設備維持保全について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。

当該指定管理者は、協定に基づく消防設備等の点検を令和6年3月11日～12日に実施した。その結果、防火扉について物品による閉鎖障害があること及び、防火シャッターについて障害物による閉鎖障害があることを指摘されていたが、監査日現在においても改善されていなかった。

防火シャッターの閉鎖障害については、建物の構造上から、すぐに改善することは困難と思われるが、防火扉の閉鎖障害については、令和2年9月から令和6年9月までの計9回の点検時に同様の指摘が繰り返されており、扉前の物品を片付ければ容易に対応可能であるにもかかわらず、長期間にわたり是正されていない。

当該施設を所管している地域文化課において、点検時における指摘事項の是正状況について確認を怠っていたことは、不特定多数の人が利用する公共施設の安全管理に問題があると言わざるを得ない。

今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を講じられたい。

＜地域文化課＞

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項
特になし

なお、監査の際に確認された軽易な誤りについては、各団体及び所管課に対し、その都度改善するよう指導した。

7 監査委員意見

- (1) 花畑公園及び花畑公園桜花亭の高木剪定作業にかかる費用負担について
花畑公園及び花畑公園桜花亭は、区と指定管理者が基本協定及び年度協定を締結し、これに基づいて指定管理者が施設の管理運営を行っている。

令和5年度の管理運営状況を監査したところ、収支報告書上、日本庭園維持管理業務費の予算額14,000,000円に対し、実支出額は19,436,119円で5,436,119円の実績超過となっていた。この主因は、日本庭園内の高木が今以上生育すると倒木の危険があることから、区と協議のうえ剪定作業を実施し、その費用として4,293,962円を支出したことによるものであった。

日本庭園内の高木剪定は危険性の判断に基づいたものであり、令和5年度管理運営業務仕様書に記載の「税込み130万円以上の小破修繕費及び大規模修繕費」に該当するものとは言えないものの、日常の維持管理とは言い難いものである。高木の剪定に伴う維持管理費についても、建物の維持管理費と同様、指定管理者に過度な負担を負わせないように、一定額以上は区が負担するかまたは年度末に精算を行うなどの対応が必要ではないか。

- (2) 指定管理者制度の見直しについて

指定管理者の収支余剰、中でも本部経費については、令和6年1月26日付「令和5年度定期監査（第三期）結果報告書」の7監査委員意見のとおりであるが、昨今の人件費・物価高騰等による経営圧迫も見られるため、収支が赤字となることにより同報告書で言うところの「適正利益」の確保が危うくなる事態も想定される。(1)における花畑公園及び花畑公園桜花亭の費用負担の例からも、区と指定管理者との適正な費用負担の在り方、指定管理における「適正利益」の確保のための協定・精算等の在り方を含め、区として指定管理者制度が持続可能な形で適正に運営されるよう、柔軟な運用を可能とするような見直しが必要ではないか。

また、ある業務を担当すべき人数を区側で指定した上で協定等を結ぶ例も見受けられた。安全上の観点から、あるいは法令上必要な人員配置は別として、過度な人員配置指定は、システム化等による指定管理者の運営の工夫による人件費縮減を阻害する要因ともなりかねず、民間事業者等に運営を任せ

ることによって公共の財産を効率的に管理とする制度の趣旨から外れることにもなりかねない。

現在、リーガルチェックをも踏まえた指定管理者制度の運用の在り方について全庁的かつ抜本的な見直しが進行中であると聞いており、民間事業者の運営上の創意工夫を更に活用することを含め、指定管理者制度の趣旨に沿った見直しを期待したい。

以 上

令和6年度 指定管理者監査対象・日程表

別紙 1

1 委員監査

月日	曜日	時間	指定管理者名	監査対象施設名	所管課	監査会場
1月10日	金	12:30	東京ケータリング株式会社	足立区立日光林間学園	学・学務課	現 地
1月30日	木	9:30	みらい創造堂	①こども未来創造館 ②西新井文化ホール ③子育てサロン西新井	①②地・地域文化課 ③地・住区推進課	現 地
2月3日	月	9:30	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	①総合ボランティアセンター ②西綾瀬ボランティアセンター	①②福・福祉管理課	本庁舎内 監査室
2月4日	火	9:30	ヤオキン商事株式会社	①鹿浜地域学習センター ②鹿浜体育館 ③鹿浜図書館	①地・生涯学習支援課 ②地・スポーツ振興課 ③地・中央図書館	現 地
2月6日	木	9:30	株式会社グランディオサービス	①新田地域学習センター ②新田コミュニティ図書館	①地・生涯学習支援課 ②地・中央図書館	現 地
2月7日	金	9:30	T M・アズビル共同事業体	①竹の塚温水プール ②竹の塚体育館	①②地・スポーツ振興課	現 地
2月13日	木	9:30	一般財団法人 公園財団	花畑公園・桜花亭	都・パークイノベーション 推進課	現 地

(注) 総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターは、社会福祉協議会の財政援助団体等監査と同時に行いました。

2 事務監査

月日	曜日	時間	指定管理者名	監査対象施設名	所管課	監査会場
1月10日	金	12:30	東京ケータリング株式会社	足立区立日光林間学園	学・学務課	現 地
1月30日	木	9:15	みらい創造堂	①こども未来創造館 ②西新井文化ホール ③子育てサロン西新井	①②地・地域文化課 ③地・住区推進課	現 地
2月3日	月	9:15	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	①総合ボランティアセンター ②西綾瀬ボランティアセンター	①②福・福祉管理課	本庁舎内 1203 会議室
2月4日	火	9:15	ヤオキン商事株式会社	①鹿浜地域学習センター ②鹿浜体育館 ③鹿浜図書館	①地・生涯学習支援課 ②地・スポーツ振興課 ③地・中央図書館	現 地
2月5日	水	9:15	株式会社明日葉	なかよし学童保育室	子・学童保育課	現 地
2月6日	木	9:15	株式会社グランディオサービス	①新田地域学習センター ②新田コミュニティ図書館	①地・生涯学習支援課 ②地・中央図書館	現 地
2月7日	金	9:15	T M・アズビル共同事業体	①竹の塚温水プール ②竹の塚体育館	①②地・スポーツ振興課	現 地
2月13日	木	9:15	一般財団法人 公園財団	花畑公園・桜花亭	都・パークイノベーション 推進課	現 地

(注) 総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターは、社会福祉協議会の財政援助団体等監査と同時に行いました。